全　員　協　議　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月７日（水）

２　開会場所

委員会室

３　出席議員（３２名）

議　　長	市　村　やすとし
副 議 長	高　山　泰　三
議　　員	のぐち　けんたろう
議　　員	吉　村　美　紀
議　　員	松　平　雄一郎
議　　員	ほかり　吉　紀
議　　員	依　田　　翼
議　　員	高　山　かずひろ
議　　員	石　沢　のりゆき
議　　員	千　田　恵美子
議　　員	浅　川　のぼる
議　　員	豪　一
議　　員	山　田　ひろこ
議　　員	宮　本　伸　一
議　　員	田　中　香　澄
議　　員	沢　田　けいじ
議　　員	海　津　敦　子
議　　員	宮　崎　こうき
議　　員	たかはま　なおき
議　　員	小　林　れい子
議　　員	金　子　てるよし
議　　員	田　中　としかね
議　　員	名　取　顕　一

議　　員	白　石　英　行
議　　員	松　丸　昌　史
議　　員	岡　崎　義　顕
議　　員	上　田　ゆきこ
議　　員	品　田　ひでこ
議　　員	浅　田　保　雄
議　　員	山　本　一　仁
議　　員	関　川　けさ子
議　　員	板　倉　美千代

４　欠席議員

議　　員	宮　野　ゆみこ

５　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
瀬　尾　かおり	地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎	こども未来部長
阿　部　敦　子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
細　矢　剛　史	資源環境部長
松　永　直　樹	施設管理部長
宇　民　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大	教育推進部長

渡　邊　　了	監査事務局長
川　﨑　慎一郎	企画課長
猪　岡　君　彦	財政課長
横　山　尚　人	広報戦略課長
畑　中　貴　史	総務課長
木　村　　健	区民課長
吉　本　眞　二	アカデミー推進部参事アカデミー推進課長事務取扱
中　島　一　浩	生活衛生課長
前　田　直　哉	都市計画課長
橋　本　淳　一	管理課長
武　藤　充　輝	環境政策課長
阿　部　英　幸	施設管理部参事施設管理課長事務取扱
真　下　　聡	教育推進部参事教育総務課長事務取扱

６　事務局職員

事務局長	佐久間　康　一
議事調査主査	杉　山　大　樹
議事調査主査	菅　波　節　子
議事調査主査	高　橋　裕　美
議事調査主査	窪　田　英二郎

７　本日の付議事件

(1)　理事者報告

(2)　議長会の報告

(3)　本会議の流れ及び所要時間について

(4)　一般質問について

(5)　その他

午後　　０時５６分　開会

○市村議長　それでは、時間前ではございますが、全員おそろいです。ただいまより全員協議会を開会いたします。

議員におかれましては、宮野議員は育児のため欠席です。

理事者では、矢島福祉部長、鈴木こども若者政策課長は病気療養のため欠席です。

○市村議長　理事者報告であります。

訴訟関係について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長　訴訟関係について、御報告申し上げます。

今回、御報告申し上げます案件は、子ども宅食プロジェクト補助金の支出に係る住民訴訟の取下げについてでございます。

本件は、平成30年度から令和５年度までの子ども宅食プロジェクト補助金の支出に関するもので、区内の一般社団法人を原告として、訴えが提起されていたものでございます。

原告は、その一部の使途につき、公益上の必要がある場合に該当せず、違法な支出に当たると主張しているもので、訴えの内容は、当時の管理職、個人としての区長、関係する非営利活動法人を相手方として、当該違法な支出に係る約8,700万円の損害賠償を請求するよう、文京区長に対して求めていたところでございました。

本件については、昨年９月９日、訴えの内容を２つに分離し、令和４年度の補助金の確定に関する部分についてのみ審理を続行し、それ以外の部分については却下する旨の判断がなされ、却下部分の判断は確定しておりました。

その後、却下されなかった部分の審理が続いておりましたが、直近の期日で原告の代表者が２回連続して出頭しなかったため、民事訴訟法の規定により、原告側が訴えを取り下げたものとみなされる形で終了したものでございます。

訴訟関係についての御報告は、以上でございます。

○市村議長　ありがとうございます。

次に、損害賠償額の決定について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長　損害賠償額の決定に係る専決処分につきまして、御報告申し上げます。

本件は、介護保険被保険者資格の誤りに伴う損害賠償についてでございます。

こちらは、医療を受ける活動等を目的とする在留資格を有する区民であって、介護保険資格を取得していた者について、今般、改めて確認した結果、介護保険被保険者に該当しないことが判明したため、介護保険資格の取得時点に遡って当該資格を喪失させ、既に納付された介護保険料相当分として、相手方に対して損害賠償金を支払うものでございます。

なお、賠償金額等は、それぞれ資料のとおりでございます。

また、本件につきましては、地方自治法第180条第２項の規定により、本日の本会議におきまして、御報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

御報告は、以上でございます。

○市村議長　ありがとうございます。

○市村議長　それでは、議長会の報告を行います。

９月18日に特別区競馬組合議会の全員協議会が開催され、令和８年、熊本地震による甚大な被害を受けた被災地の方々の生活を支援するため実施した、被災地支援競争の結果について報告がありました。

義援金は、レースの売得金額の１％に相当する約1,800万円に、東京都馬主会等の関係団体からの拠出金と場内での募金を加え、合計2,222万9,039円となったとのことでございます。

また、令和７年度決算に基づく特別区分配金の報告があり、分配額は、１区当たり６億円、分配時期は令和９年４月30日とのことであります。

同日、清掃一部事務組合議会の全員協議会が開催され、10月19日に全議長を対象として、中防不燃・粗大ごみ処理施設建設現場と品川清掃工場等を視察することが示されました。私も参加する予定であります。

議長会関係の報告は、以上であります。

○市村議長　次に、本会議の流れ及び所要時間についてです。

事務局長より説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　それでは、本日10月７日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、のぐちけんたろう議員と白石英行議員が指名されます。

次に、諸般の報告として、地方自治法第180条第１項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について、地方自治法第180条第１項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について、令和８年度８月分例月出納検査結果の報告について、計３件の報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第25として、議員提出議案第１号の条例案１件、追加日程第26として、議案第53号の事件案１件、追加日程第27から第30までとして、議案第54号から第57号までの事件案４件、追加日程第31として、議案第58号の事件案１件、追加日程第32から第47までとして、請願審査報告、審査終了分16件、計23件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

日程第１から第８までとして、議案第33号及び第34号、第51号及び第52号並びに第29号から第32号まで、総務区民委員会付託分８件が一括して議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第９から第12までとして、議案第35号から第38号まで、厚生委員会付託分４件が一括して議題とされ、のぐち厚生委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第13として、議案第39号、建設委員会付託分が議題とされ、松平建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第14から第24までとして、議案第40号から第50号まで、文教委員会付託分11件が一括して議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、追加日程第25として、議員提出議案第１号が議題とされ、田中としかね議員の提案説明の後、厚生委員会に付託となります。

次に、追加日程第26として、議案第53号が議題とされ、加藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、追加日程第27から第30として、議案第54号から第57号までの４件が一括して議題とされ、加藤副区長の提案説明の後、厚生委員会に付託となります。

次に、追加日程第31として、議案58号が議題とされ、加藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

続いて、本日の会議時間について、あらかじめ延長する旨を協議します。

これは、休憩中に３つの常任委員会を開催するため、本日の本会議の終了時刻が18時を過ぎると見込んでいるためでございます。

ここで休憩宣告となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

委員会室で総務区民委員会、厚生委員会、文教委員会の順に、順次委員会を開催し、各議案に係る審査を行います。

委員会終了後、議場に参集し、再開宣告の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会、厚生委員会、文教委員会から議案審査報告書が提出されますので、これらを本日の日程に追加いたします。

次に、議案第53号が議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、議案第54号から第57号まで並びに議員提出議案第１号の５件が一括して議題とされ、のぐち厚生委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、議案第58号が議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、追加日程第32から第47までとして、各委員会における請願審査終了分16件が一括して議題とされ、請願審査報告書を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

以上で本日の日程が終了し、散会宣告となります。

次に、本日の所要時間ですが、開議宣告から休憩宣告までが約44分程度、再開宣告から散会宣告までが約27分程度と見込んでおります。これに、休憩中の総務区民委員会、厚生委員会、文教委員会の審査時間等が加わるものでございます。

説明は以上です。

○市村議長　ありがとうございました。

○市村議長　次に、一般質問に入らせていただきます。

一般質問をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようですので。

○市村議長　それでは、これにて全員協議会を閉会といたします。

午後　　１時０６分　閉会